

第2章 鉄道交通の安全についての施策

第1節 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道線路、運転保安設備等の鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性の基礎を構築する必要がある。このため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推

進を図る。

- 1 鉄道施設の点検と整備
- 2 運転保安設備の整備
- 3 鉄道の地震対策の強化

第2節 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を推進するとともに、その構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。

また、鉄道の安全な運行を確保するため、保安監査の強化・充実を図るとともに、乗務員及び保安要員の知識及び技能の向上を図るよう指導する。また、国民全体に対しても広報活動を通じて安全意識の高揚を図る。

さらに、JR東日本羽越線列車脱線事故が発生したことを踏まえ、強風対策についてソフト・ハードの両面から検討を進め、結論の得られたものから速やかに実施する。

また、陸・海・空（鉄道、船舶、航空）の事故等における原因究明機能の高度化や再発防止機能の強

化を図るため、国土交通省の外局として「運輸安全委員会」を設置することを予定している。

鉄道交通に影響を及ぼす自然現象について、気象情報等の内容の充実と効果的利用の推進を図るため、第1部第1章第3節で述べた施策を講じる。特に、走行中の列車における地震発生時の列車転覆等の被害の防止に資するよう、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。

- 1 乗務員及び保安要員の教育の充実
- 2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善
- 3 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 4 鉄道事業者に対する保安監査等の実施
- 5 気象情報等の充実
- 6 鉄道事故等原因究明及び体制の強化等

第3節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道車両に係る新技術、車両故障等の原因分析結果及び車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準等に反映させる。また、検査の方法・内容についても充実させ、鉄道車両の安全性の維持向上を図る。

- 1 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善
- 2 鉄道車両の検査の充実

第4節

踏切道における交通の安全についての対策

踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ

積極的に推進する。

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第5節

救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医

療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。

第6節

被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、警察、医療機関、地方公共団

体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。

第7節

研究開発及び調査研究の充実

鉄道の事故防止のための研究開発を推進するとともに、事故原因の究明のための総合的な調査研究の推進を図る。

- 1 鉄道の安全に関する研究開発の推進
- 2 鉄道事故等の原因究明のための総合的な調査研究の推進